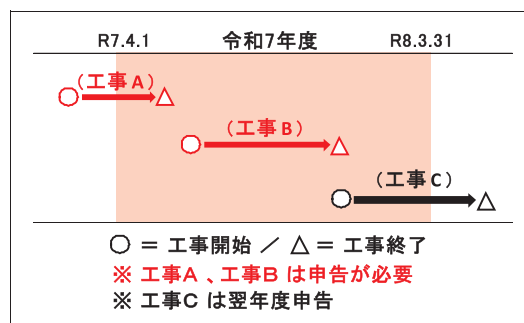


# 一括有期事業〔報告書・総括表〕の作成早わかり 〈令和8年度版〉

## 1 まず、申告の対象となる工事を把握しましょう

- 申告の対象となるのは、次の要件をすべて満たす工事です。
  - (1) 元請負により実施した工事。
  - (2) 令和7年度中（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間）に終了した工事。
  - (3) 請負金額（消費税額を除く）が1億8000万円未満かつ、概算保険料の額が160万円未満の工事。



### ※注意点※

- イ 金額の多寡や公共工事か否かに関わらず、労働者を使用した元請工事はすべて申告対象となります。
- ロ 右上図に示した赤字の工事が申告対象です。年度をまたいで施工された工事（工事A）の算入もれがないよう注意してください。
- ハ 一括される有期事業については、地域要件が定められていましたが、平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、地域要件が廃止されております。よって平成31年4月1日以降に遠隔地で行われるものも含めて一括ができます。

## 2 保険料の算定 算定年度内に終了した一括有期工事をとりまとめて保険料を算定します

- 保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

### ①支払賃金による算定

元請工事の事業主が使用するすべての労働者（下請負・孫請負を含む）の賃金を正確に把握し、かつ賃金台帳等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。

$$\text{賃金総額} \times \text{保険料率} = \text{確定保険料}$$

【※労災保険料を支払賃金で計算する場合の留意事項】

諸手当（交通費、残業手当等）の算入を忘れないようにしてください。賞与の算入については、支給基準日に在籍する現場に全額算入してください。また、下請事業場等の賞与支給の有無についても必ず確認してください。月の途中で現場を異動した場合は、日割計算を行ってください。

### ②請負金額による算定

建設の事業において、賃金総額を正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、

$$\begin{matrix} \text{請負代金} \\ \text{(契約金額)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{請負代金に} \\ \text{加算する額} \\ \text{(支給資材等の評価額)} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{請負代金から} \\ \text{控除する額} \\ \text{下記(注)参照} \end{matrix} = \text{請負金額}$$

(注) 請負代金から控除する控除対象工費用物は、「機械装置の組立て又は据付の事業」の機械装置のみです。下記のとおり具体例が示されています。

- |             |               |                 |            |                   |                            |
|-------------|---------------|-----------------|------------|-------------------|----------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 4. ゴミ焼却装置     | 7. 連続铸造機        | 10. ガス発生装置 | 13. エスカレーター       | 16. 索道(ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト) |
| 2. 火力発電ボイラー | 5. 原子力発電所タービン | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 11. 水処理設備  | 14. 石油精製、石油化学プラント |                            |
| 3. 原子炉      | 6. 抄紙機(改造)    | 9. 電気集塵装置       | 12. エレベーター | 15. 水力発電設備        |                            |

保険料額算出方法を図示すると、次のようになります。

$$\text{請負金額 (消費税額を除く)} \times \text{労務費率} = \text{賃金総額 (千円未満切捨て)}$$

$$\text{賃金総額} \times \text{保険料率} = \text{確定保険料 (1円未満切捨て)}$$

- ③労務費率・保険料率は、工事の開始時期に適用されている労務費率及び保険料率が適用されます。

業種番号	事業の種類	工事開始日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日～平成30年3月31日のもの		工事開始日が平成30年4月1日～令和6年3月31日のもの		工事開始日が令和6年4月1日～からのもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設ずい道等新設事業	18%	1000分の89	19%	1000分の79	18% 19%	1000分の64 62	19%	1000分の34
32	道路新設事業	20	16	20	11	19	11	19	11
33	舗装工事業	18	10	18	9	17	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業	23	17	25	9.5	24	9	19	9
35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	21	13	23	11	23	9.5	23	9.5
38	既設建築物設備工事業	22	15	23	15	23	12	23	12
36	機械装置の組立又は据付の事業	38	7.5	40	6.5	38	6.5	38	6
	21			21		21			
37	その他の建設事業	23	19	24	17	24	15	23	15

様式第7号(第34条関係) (甲)

労働保険  
一括有期事業報告書 (建設の事業)

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号					枝番号			1枚のうち 1枚目		
				2	7	1	0	1	9	1	1		7	2
事業の名称	事業場の所在地			事業の期間					① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
									④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額	⑦ 請負金額		
〇〇ハイツ新築工事	大阪市北区梅田 〇-△-□			6年 8月 1日から 7年 6月 10日まで					150,000,000		(消費税抜き)	150,000,000	23	34,500,000
△△邸増築工事他10件	神戸市中央区 三宮〇-△△			7年 8月 8日から 7年 10月 20日まで					8,500,000		(消費税抜き)	8,500,000	23	1,955,000
□□邸外壁補修工事	堺市堺区堺町 東△△□□			7年 12月 10日から 8年 3月 31日まで					(6,000,000)			(6,000,000)	賃金で 算定	(800,000)
事業の種類	35 建築事業			計					(6,000,000)			(6,000,000)		37,255,000
									158,500,000			158,500,000		

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和 8年 6月 3日

郵便番号 ( 540 - \*\*\*\* )  
電話番号 ( 06 - 1234 - \*\*\*\* )

住 所 大阪市中央区常盤町1-3-8

事業主 株式会社 労働工務店

氏 名 代表取締役 事務 託朗

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

大 阪 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

別添様式

労働保険等  
令和 7 年度一括有期事業総括表 (建設の事業)

労働保険番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率		保険料額
						基礎料率 1000分の	加付料率 1000分の	
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日 以前のもの		23		17		
		平成30年3月31日 以前のもの		25		9.5		
		平成30年4月1日 以降のもの		24		9		
35	建築事業	平成27年3月31日 以前のもの		21		13		
		平成30年3月31日 以前のもの		11				
		平成30年4月1日 以降のもの	(6,000,000) 158,500,000	23	37,255	9.5	353,922	
38	既設建築物設備工事	平成27年3月31日 以前のもの		22		15		
		平成30年3月31日 以前のもの		23				
		平成30年4月1日 以降のもの		12				
36	機械装置 の組立て 又は 番付 付けの事業	平成27年3月31日 以前のもの		38		7.5		
		平成30年3月31日 以前のもの		40		6.5		
	その他のもの	平成30年4月1日 以降のもの		38				
		平成27年3月31日 以前のもの		21		7.5		
		平成30年3月31日 以前のもの		22		6.5		
		平成30年4月1日 以降のもの		21				
37	その他の建設事業	平成27年3月31日 以前のもの		23		19		
		平成30年3月31日 以前のもの		24		17		
		平成30年4月1日 以降のもの		23		15		
		令和6年4月1日 以降のもの		①				
合計			158,500,000		37,255		353,922	
				② (①を総括した合計)	③ 一般拠出金率	一般拠出金額 (②×③)		
				千円	1000分の	円		
				37,255	0.02	745		

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

郵便番号 ( 540 - \*\*\*\* )  
電話番号 ( 06 - 1234 - \*\*\*\* )

令和 8年 6月 3日

住 所 大阪市中央区常盤町1-3-8

大 阪 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

株式会社 労働工務店

氏 名 代表取締役 事務 託朗

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

【一括有期事業報告書の記載】

(1) 報告書には、算定年度内に終了した一括有期対象工事を漏れなく計上してください。その場合、事業の種類(建築事業、ほ装工事業、その他の建設事業等)ごとにまとめて記載します。

(2) 報告書には、一工事ごとに記載する必要がありますが、一工事の請負金額が500万円未満の工事に関しては、事業の種類別に「〇〇工事他〇〇件」と合算してかまいません。

(3) 支払賃金で算定する工事がある時は、( )書きとし、労務費率の記載は必要なく、当該工事に従事した全労働者の賃金総額を記載し、賃金による旨の表示をしてください。

【一括有期事業総括表の記載】

一括有期事業報告書に記入した工事を業種別に集計するのが総括表です。総括表で分類されている事業の種類別に請負金額を転記します。

【その他の注意事項】

①元請工事なし、労働者を使用しない工事のみ  
の場合

総括表・報告書の提出の必要はありません。

②建設業の事務所の労災保険について  
事務員(現場以外の業務に従事する者を含む。)を雇用している場合、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として労災保険の成立手続きが必要です。

③一括されない有期事業(単独有期事業)  
一工事現場ごとに一つの事業として申告します。工事現場を管轄する監督署へ、成立届と単独有期事業用の申告書を提出してください。